

備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画

計画書

令和4年3月

岡山県

(第 1 表) 下水道の整備に関する基本方針

(イ) 整備の目標

備讃瀬戸海域については、昭和 49 年にはじめて環境基準の類型指定がなされた。その後、閉鎖性水域の水質汚濁防止法を目的とし、平成 9 年 4 月、窒素、リンに係わる環境基準の類型指定(類型Ⅱ)の当てはめがなされた。

同海域における水質環境基準を達成するため、下水道整備に関する基本方針が、策定され、平成 30 年 3 月に関係各県間で目標負荷量の合意がなされたところである。

本計画は、令和 26 年を目標に、効率的に下水道整備を行い、備讃瀬戸海域と高梁川流域における水質環境基準を達成維持することにより、健康で快適な社会環境を確保し、明るい県民生活の実現を図ることを目的とする。

(ロ) 整備計画年度

承認予定年度より令和 26 年度まで

(ハ) 都市別整備方針

都市名	予定処理区 の名称	合流式・ 分流式の別	計画処理人 口（人）	計画下水量 （日最大） （m3/日）	摘要
倉敷市	水島	合流式・分流式	87,800	46,090	事業実施中
	児島	合流式・分流式	54,300	25,663	事業実施中
	玉島・船穂	分流式	58,830	28,787	事業実施中
	真備	分流式	20,170	6,799	事業実施中
	合計		221,100	107,339	
玉野市	玉野	分流式	34,500	13,062	事業実施中
笠岡市	笠岡・里庄	分流式	35,688	21,794	事業実施中
井原市	井原・芳井	分流式	26,600	10,285	事業実施中
総社市	総社	分流式	34,300	31,328	事業実施中
	久代	分流式	5,220	760	供用予定
	美袋	分流式	1,123	430	事業実施中
	清音	分流式	5,650	2,298	事業実施中
	合計		46,293	34,816	
高梁市	高梁	分流式	13,000	7,420	事業実施中
新見市	新見	分流式	13,755	7,220	事業実施中
	大佐	分流式	1,455	730	事業実施中
	本郷	分流式	0	0	事業実施中
	哲西	分流式	1,201	526	事業実施中
	合計		16,411	8,476	
浅口市	金光	分流式	8,400	4,131	事業実施中
	鴨方	分流式	13,400	6,282	事業実施中
	寄島	分流式	4,300	2,021	事業実施中
	合計		26,100	12,434	
矢掛町	矢掛	分流式	11,755	4,565	事業実施中
合計			431,447	220,191	

(二) 水質環境基準の水域類型指定と達成予定年度

・ 河川

水域名	水域類型指定区間	低水流量 (m ³ /s)	目標	類型	同左達成 予定年度	暫定目標 類型	同左達成 予定年度	摘要
高梁川上流	新見市昭和橋より上流	1.77 一中橋	河川	A	イ	-	-	S45.9.1(閣議決定)
高梁川中流	新見市昭和橋から 成羽川合流点まで	11.73 中井橋	河川	A	イ	-	-	〃 H20.3.28(岡山県告示第173号)
高梁川中流	成羽川合流点から湛井堰まで	25.63 湛井堰	河川	A	イ	-	-	〃
高梁川下流	湛井堰より下流	13.63 霞橋	河川	B	イ	-	-	〃
西川	全域	3.1 布原橋	河川	A	イ	-	-	S54.4.6(岡山県告示第330号)
小坂部川	全域	2.21 巖橋	河川	A	イ	-	-	S45.9.1(閣議決定)
有漢川	全域	1.540 幅見橋	河川	A	イ	-	-	〃
成羽川	全域	5.38 神崎橋	河川	A	イ	-	-	〃
小田川上流	淀平橋より上流	0.24 猪原橋	河川	A	イ	-	-	〃
小田川下流	淀平橋より下流	1.250 福松橋	河川	B	イ	-	-	〃 S49.5.10改定(岡山県告示第550号)
美山川	星田川を含む	1.13 栄橋	河川	A	イ	-	-	〃
里見川	全域	0.15 鴨方川合流点	河川	D	イ	-	-	S45.9.1(閣議決定)

注) 達成予定年度については次のとおりとする。

イ : 直ちに達成

ロ : 5年以内で可及的速やかに達成

ハ : 5年をこえる期間で可及的すみやかに達成

ニ : 段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める

・ 海 域 (COD)

水域名	水域類型指定区間	目標	類型	同左達成 予定年度	暫定目標 類型	同左達成 予定年度	摘要
備 讃 瀬 戸	玉島港区	海域	C	イ	-	-	S45.9.1(閣議決定)
	水島港区	海域	C	イ	-	-	S45.9.1(閣議決定)
	水島地先海域(甲)	海域	B	イ	-	-	S45.9.1(閣議決定)
	水島地先海域(乙)	海域	A	イ	-	-	S45.9.1(閣議決定)
	備讃瀬戸	海域	A	イ	-	-	S49.5.13(環境庁告示第39号)

注) 達成予定年度については次のとおりとする。

- イ : 直ちに達成
- ロ : 5年以内で可及的速やかに達成
- ハ : 5年をこえる期間で可及的すみやかに達成
- ニ : 段階的に暫定目標を達成しつつ環境基準の可及的速やかな達成に努める

・ 海 域 (全窒素及び全りん)

水域名	水域類型指定区間	目標	類型	同左達成 予定年度	暫定目標 類型	同左達成 予定年度	摘要
備 讃 瀬 戸	水島港区	海域	Ⅲ	イ	-	-	H9.4.28(環境庁告示第19号) H15.3.27(環境省告示第35号)
	水島地先海域	海域	Ⅱ	イ	-	-	〃
	備讃瀬戸(イ)	海域	Ⅱ	イ	-	-	〃
	備讃瀬戸(ロ)	海域	Ⅱ	イ	-	-	〃
	備讃瀬戸(ハ)	海域	Ⅱ	イ	-	-	〃

注) 達成予定年度については次のとおりとする。

- イ : 直ちに達成
- ロ : 5年以内で可及的速やかに達成
- ハ : 5年をこえる期間で可及的すみやかに達成

※平成15年3月27日付け環境省告示第35号及び平成16年2月27日付け岡山県告示第105号で達成期間が改正され、暫定目標が廃止された。

(第2表) 処理施設 (1/2)

名称	位置	予定処理区 の名称	処理方法	処理能力 (単位 立方 メートル/ 日)	削減目標量 (単位 キロ グラム/日)	削減方法		放流先の名称及び位 置	摘要			
						当該終末処理場にお いて削減される放流 水の窒素含有量又は 磷含有量(単位 キロ グラム/日)	削減目標量の一部に 相当するものとして 他の終末処理場にお いて削減される放流 水の窒素含有量又は 磷含有量(単位 キロ グラム/日)		計画 下水水量	BOD	mg/日	
水島下水処理場	倉敷市	水島処理区	標準活性汚泥法等	46,090	T-N -	T-N -	T-N -	高梁川 水島地先海域	計画下水水量	46,090	m ³ /日	
									計画 流入水質	BOD	141.1	mg/日
									T-N	34.95	mg/日	
									T-P	3.63	mg/日	
見島下水処理場	倉敷市	見島処理区	標準活性汚泥法等	25,663	T-N -	T-N -	T-N -	備讃瀬戸見島 地先海域	計画下水水量	25,663	m ³ /日	
									計画 流入水質	BOD	198.2	mg/日
									T-N	111.5	mg/日	
									T-P	4.365	mg/日	
玉島下水処理場	倉敷市	玉島処理区	標準活性汚泥法等	28,787	T-N -	T-N -	T-N -	水島地先海域	計画下水水量	28,787	m ³ /日	
									計画 流入水質	BOD	166.4	mg/日
									T-N	104.6	mg/日	
									T-P	48.8	mg/日	
真備浄化センター	倉敷市	真備処理区	標準活性汚泥法等	6,799	T-N -	T-N -	T-N -	一級河川 小田川	計画下水水量	6,799	m ³ /日	
									計画 流入水質	BOD	171.2	mg/日
									T-N	114.8	mg/日	
									T-P	34.2	mg/日	
玉野浄化センター	玉野市	玉野処理区	標準活性汚泥法等	13,062	T-N -	T-N -	T-N -	備讃瀬戸地先海域	計画下水水量	13,062	m ³ /日	
									計画 流入水質	BOD	182.9	mg/日
									T-N	159.1	mg/日	
									T-P	36.6	mg/日	
笠岡終末処理場	笠岡市	笠岡処理区	標準活性汚泥法等	21,794	T-N -	T-N -	T-N -	第1号吐口：笠岡港 笠岡終末処理場 第13号吐口： 十一番町緑道	計画下水水量	21,794	m ³ /日	
									計画 流入水質	BOD	133.4	mg/日
									T-N	87.6	mg/日	
									T-P	40.6	mg/日	
井原浄化センター	井原市	井原処理区	標準活性汚泥法等	10,285	T-N -	T-N -	T-N -	小田川	計画下水水量	10,285	m ³ /日	
									計画 流入水質	BOD	203.3	mg/日
									T-N	130.2	mg/日	
									T-P	30.0	mg/日	
総社下水処理場	総社市	総社処理区	標準活性汚泥法等	31,328	T-N -	T-N -	T-N -	高梁川	計画下水水量	31,328	m ³ /日	
									計画 流入水質	BOD	164.2	mg/日
									T-N	99.6	mg/日	
									T-P	32.4	mg/日	
美袋下水処理場	総社市	美袋処理区	標準活性汚泥法等	430	T-N -	T-N -	T-N -	一級河川高梁川系 美袋水路	計画下水水量	430	m ³ /日	
									計画 流入水質	BOD	145	mg/日
									T-N	118	mg/日	
									T-P	28.2	mg/日	
清音浄化センター	総社市	清音処理区	標準活性汚泥法等	2,298	T-N -	T-N -	T-N -	一級河川 軽部川	計画下水水量	2,298	m ³ /日	
									計画 流入水質	BOD	148.8	mg/日
									T-N	113.2	mg/日	
									T-P	41.6	mg/日	

注1：標準活性汚泥法等とは、下水道法施行令第5条の5第1項第2号の表の区分における標準活性汚泥法と同程度に下水を処理することができる方法とする。

注2：窒素、磷ともに水質環境基準を継続的に達成・維持できる見込みであるため削減目標量は定めていない。

(第2表) 処理施設 (2/2)

名称	位置	予定処理区 の名称	処理方法	処理能力 (単位 立方 メートル/ 日)	削減目標量 (単位 キロ グラム/日)	削減方法			放流先の名称及び位 置	摘 要			
						当該終末処理場にお いて削減される放流 水の窒素含有量又は 磷含有量(単位 キロ グラム/日)	削減目標量の一部に 相当するものとして 他の終末処理場にお いて削減される放流 水の窒素含有量又は 磷含有量(単位 キロ グラム/日)						
久代浄化センター	総社市	久代処理区	標準活性汚泥法等	760						計画下水量	760 m ³ /日		
										計画 流入水質	BOD	-	mg/ℓ
											COD	-	mg/ℓ
											T-N	-	mg/ℓ
計画 処理水質	BOD	15.0	mg/ℓ										
	COD	15.0	mg/ℓ										
	T-N	25.0	mg/ℓ										
高梁浄化センター	高梁市	高梁処理区	標準活性汚泥法等	7,420	T-N -	T-N -	T-N -	普通河川 上谷川 一級河川 高梁川 高梁市原田南町		計画下水量	7,420 m ³ /日		
										計画 流入水質	BOD	198.4	mg/ℓ
											COD	96.6	mg/ℓ
											T-N	38.0	mg/ℓ
計画 処理水質	BOD	15.0	mg/ℓ										
	COD	15.0	mg/ℓ										
	T-N	25.0	mg/ℓ										
新見浄化センター	新見市	新見処理区	標準活性汚泥法等	7,220	T-N -	T-N -	T-N -	一級河川 高梁川 新見市正田		計画下水量	7,220 m ³ /日		
										計画 流入水質	BOD	179.7	mg/ℓ
											COD	-	mg/ℓ
											T-N	-	mg/ℓ
計画 処理水質	BOD	15.0	mg/ℓ										
	COD	15.0	mg/ℓ										
	T-N	25.0	mg/ℓ										
大佐浄化センター	新見市	大佐処理区	標準活性汚泥法等	730	T-N -	T-N -	T-N -	砂防河川 川面川 新見市大佐		計画下水量	730 m ³ /日		
										計画 流入水質	BOD	110.1	mg/ℓ
											COD	79.5	mg/ℓ
											T-N	26.7	mg/ℓ
計画 処理水質	BOD	15.0	mg/ℓ										
	COD	15.0	mg/ℓ										
	T-N	25.0	mg/ℓ										
本郷浄化センター	新見市	本郷処理区	標準活性汚泥法等	0	T-N -	T-N -	T-N -	本郷川 新見市哲多町花木		計画下水量	0 m ³ /日		
										計画 流入水質	BOD	162.6	mg/ℓ
											COD	113	mg/ℓ
											T-N	-	mg/ℓ
計画 処理水質	BOD	15.0	mg/ℓ										
	COD	15.0	mg/ℓ										
	T-N	25.0	mg/ℓ										
哲西浄化センター	新見市	哲西処理区	標準活性汚泥法等	510	T-N -	T-N -	T-N -	一級河川 神代川 新見市哲西町 上神代		計画下水量	510 m ³ /日		
										計画 流入水質	BOD	150.8	mg/ℓ
											COD	97.2	mg/ℓ
											T-N	36.3	mg/ℓ
計画 処理水質	BOD	15.0	mg/ℓ										
	COD	15.0	mg/ℓ										
	T-N	25.0	mg/ℓ										
金光下水処理場	浅口市	金光処理区	標準活性汚泥法等	4,131	T-N -	T-N -	T-N -	二級河川 里見川 浅口市金光町八重		計画下水量	4,131 m ³ /日		
										計画 流入水質	BOD	261.4	mg/ℓ
											COD	151.6	mg/ℓ
											T-N	46.5	mg/ℓ
計画 処理水質	BOD	15.0	mg/ℓ										
	COD	15.0	mg/ℓ										
	T-N	25.0	mg/ℓ										
鴨方浄化センター	浅口市	鴨方処理区	標準活性汚泥法等	6,282	T-N -	T-N -	T-N -	二級河川 鴨方川 浅口市鴨方町鴨方		計画下水量	6,282 m ³ /日		
										計画 流入水質	BOD	274.6	mg/ℓ
											COD	171.8	mg/ℓ
											T-N	48.3	mg/ℓ
計画 処理水質	BOD	15.0	mg/ℓ										
	COD	15.0	mg/ℓ										
	T-N	25.0	mg/ℓ										
寄島浄化センター	浅口市	寄島処理区	標準活性汚泥法等	2,021	T-N -	T-N -	T-N -	遊水池 (～水島地先海域) 浅口市寄島町 寄島新開		計画下水量	2,021 m ³ /日		
										計画 流入水質	BOD	286.4	mg/ℓ
											COD	151.7	mg/ℓ
											T-N	38.7	mg/ℓ
計画 処理水質	BOD	15.0	mg/ℓ										
	COD	15.0	mg/ℓ										
	T-N	25.0	mg/ℓ										
矢掛浄化センター	矢掛町	矢掛処理区	標準活性汚泥法等	4,566	T-N -	T-N -	T-N -	一級河川 小田川 矢掛町東川面 宇向山		計画下水量	4,566 m ³ /日		
										計画 流入水質	BOD	261.7	mg/ℓ
											COD	147.3	mg/ℓ
											T-N	74.3	mg/ℓ
計画 処理水質	BOD	15.0	mg/ℓ										
	COD	15.0	mg/ℓ										
	T-N	25.0	mg/ℓ										

注1：標準活性汚泥法等とは、下水道法施行令第5条の5第1項第2号の表の区分における標準活性汚泥法と同程度に下水を処理することができる方法とする。

注2：窒素、磷ともに水質環境基準を継続的に達成・維持できる見込みであるため削減目標量は定めていない。

(第3表)(イ) 中期整備計画年度について

平成26年度から令和6年度まで

(第3表)(ロ) 処理施設別中期整備方針の表について

- ①高度処理の継続実施
- ②豊かな海の実現
- ③資源・エネルギーの方針
- ④持続的な下水道事業の実施

表 中期整備方針

市町村名	処理場名	事業種別	処理区名	中期的な整備の方針	下水道の整備事業の実施順位	
					面整備	高度処理
倉敷市	水島下水処理場	単独公共下水道	水島処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。	B	実施済み
	児島下水処理場	単独公共下水道	児島処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。	B	実施済み
	玉島下水処理場	単独公共下水道	玉島処理区 船穂処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。 ④農集(加瀬、壱盤谷、船穂西処理区)を下水道処理区へ統合する。	A	実施済み
	真備浄化センター	単独公共下水道	真備処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。	A	実施済み
玉野市	玉野浄化センター	単独公共下水道	玉野処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。	B	実施済み
笠岡市	笠岡終末処理場	単独公共下水道	笠岡処理区 里庄処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。	B	実施済み
井原市	井原浄化センター	単独公共下水道	井原処理区 芳井処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。	A	—
総社市	総社下水処理場	単独公共下水道	総社処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。	A	—
	(仮称)久代浄化センター	特定環境保全公共下水道	久代処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。	—	—
	清音浄化センター	単独公共下水道	清音処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。	B	—
	美袋浄化センター	特定環境保全公共下水道	美袋処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。	B	—
高梁市	高梁浄化センター	単独公共下水道	高梁処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。	B	実施済み
新見市	新見浄化センター	単独公共下水道	新見処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。	A	—
	大佐浄化センター	特定環境保全公共下水道	大佐処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。 ④特環哲多処理区を統合する。	B	—
	本郷浄化センター	特定環境保全公共下水道	哲多処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。 ④農集萬歳処理区を統合する。	B	—
	哲西浄化センター	特定環境保全公共下水道	哲西処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。	A	—
浅口市	金光浄化センター	単独公共下水道	金光処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。	B	—
	鴨方浄化センター	単独公共下水道	鴨方処理区 里庄北処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。	A	実施済み
	寄島浄化センター	特定環境保全公共下水道	寄島処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。	B	—
矢掛町	矢掛浄化センター	単独公共下水道	矢掛処理区 笠岡市北部処理区	①標準法相当より良好な水質を確保することも可能。 ②計画処理水質の範囲内で季節別運転を実施することも可能。 ③機器更新時期に標準法相当に見直し、機器更新費の縮減を図る。 ④農集(西三成、中、東三成、横谷処理区)を統合する。	A	—
合計						